

報告事項

(1) くるべ古代歴史館の開館について

①平成29年度事業について

【条例・施行規則の制定】

- 「四日市市久留倍官衙遺跡公園条例」 平成29年12月25日公布 条例第24号 【資料1-①】
平成30年3月25日施行

名称、管理及び事業、使用の許可等について定める。

- 「四日市市久留倍官衙遺跡公園条例施行規則」 平成30年2月20日公布 教委規則第1号
平成30年3月25日施行 【資料1-②】

供用時間、申請様式等について定める。

- ・名称 久留倍官衙遺跡公園 公園：くるべ古代歴史公園
ガイダンス施設：くるべ古代歴史館
- ・供用時間等 開館時間 9時～17時（夜間閉鎖）
休館日 月曜日と火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）。年末年始。臨時休館日あり
※暫定的とし、全体オープンの際に見直す。
- ・運営体制 嘱託職員・臨時職員各1名常駐+ボランティア2名ほど。

【ボランティア養成講座】

【資料1-③】

一般来館者への解説案内、市主催イベント・体験メニュー・社会見学や団体来館時の支援、施設の簡易な清掃などの日常管理をサポートするボランティアを募集。約30名の応募あり。

11月～3月までに、オリエンテーション、基礎研修、接遇研修、事例研修の計7回養成講座を実施。

【活用事業】

【資料1-④】

- くるべ古代歴史館オープン 平成30年3月25日（日）午後2時 開館式典
午後3時 一般公開

○まつり、講座、シンポジウム

- ・久留倍官衙遺跡連続学習講座、ワークショップ 10月7日・14日・28日
あさけプラザ 出土品展 10月～12月
- ・久留倍遺跡まつり 久留倍官衙遺跡シンポジウム 11月3日 四日市市文化会館
参加者 380名
- ・「国指定史跡斎宮跡」及び「国指定史跡久留倍官衙遺跡」に関する事業連携協定関連事業
シンポジウム 「壬申の乱と斎宮」 11月25日 四日市市立博物館 参加者 82名
「斎宮と壬申の乱」平成30年2月3日 さいくう平安の杜 参加者 120名

②平成30年度事業について

【平成30年度活用事業計画】

【資料2】

- くるべ古代歴史館
学習講座、体験学習、久留倍遺跡まつり など
- くるべ古代歴史公園
八脚門復元工事見学会 2回予定
- あさけプラザ
久留倍官衙遺跡展、ワークショップ 古代硯製作体験